

法学研究のトレンド

解釈論・立法論からルールメイキングへ

生員（情報法）ゼミ・高井＝得津ゼミ合同回

2023/06/21

得津晶

近時の法律学のトレンド

伝統的な法律学

解釈論中心主義

- 条文解釈
- 外国法研究の重視
「学説継受」(大正期以降～)
「出羽守」比較法
- 判例の軽視
判例・裁判例は1つの素材

近時の法律学

解釈論

- 条文解釈
- 判例中心主義
「判例の内在的理解」: 判例法理の言語化・明確化を重視
調査官解説重視
法科大学院制度創設以降(2004)
- 立案担当者解説・公式解説の重視
- 外国法研究の軽視
「出羽守」から「モデル研究」へ
なぜこのような法制度が採られているのか社会的事実・歴史的

研究関心は徐々に立法論にシフト?

専門分化
が進む

両者の違いは相対的

立法論

- 条文の文言からの解放
- 機能主義的な観察
利益衡量論→法と経済学へ
- 「立法の時代」
民事基本法(民法・商法・会社法)も改正の時代

立法の時代・第3の立法期：2010年代

- IT関連（フィンテック関係や個人情報関係）以外の伝統的な法分野でも法改正
脱「不磨の大典」
- 民法：2017年民法（債権法）改正
 - 家族法：2018年相続法改正・2019年特別養子制度改正・2022年2月親子法制改正に関する要綱
 - 物権法：2019年所有者不明土地関連改正
 - 担保法：2022年12月担保法制の見直しに関する中間試案
- 会社法：2005年会社法の単行法化
2014年会社法改正、2019年会社法改正
- 商法
 - 保険法：2008年単行法化
 - 運送法・海商法：2018年改正
- 民事訴訟法：2022年改正（IT化）



立法論も研究対象に

国会で法案を通すコスト > 最高裁に判例変更を迫るコスト
= 規範的主張をしたいなら解釈論より立法論

「議論」のモード： どうやって研究・「論証」するか？

• 解釈論

条文の「文言」へのあてはめ

例外：一般条項（権利濫用・信義則など）による反明文解釈

- 「**概念法学**」－条文の文言に当てはまるかどうか／条文の背後に潜む「**規範**」に当てはまるかどうか

法的三段論法（大前提・小前提・結論）・「**規範→あてはめ**」型論証

- 「**利益衡量論**」：いずれの解釈が最も社会にとって利益となるか？現実的に妥当か？を基準に解釈

社会的な望ましさの指標（？）（×価値のヒエラルキア批判）

- 法のインテグリティ（integrity） Ronald Dworkin, Law's Empire 1986

制定法の**法体系としての整合性**（大陸法国）

判例法理としての**整合性**（判例法の内在的理解）－「**連作小説**」のように

- 外国法研究：母法研究

「議論」のモード： どうやって研究・「論証」するか？

• 立法論

政策的な望ましさ（目的—手段型）（平井宜雄『法政策学〔第2版〕』1995）

目的・目標—目的達成手段としての合理性

一定のトリートメントが目的達成となることのシナリオ

= 仮説：いくらでも説明は作ることができる（ロハ丁）

e.g. 死刑に犯罪抑止力はあるかどうか？

→ 仮説が実際に現実世界に成り立っていることをデータで証明：「実証研究」

EBPM (Evidence Based Policy Making)

トリートメント（説明変数）が目的（被説明変数）達成の原因となるか？

相関関係≠因果関係（共通原因・擬似相関）

“ceteris paribus” 「他の条件が等しければ」

反実仮想なのでそもそも現実のデータがない→様々な社会調査手法

- なにを「目的」として措定するか？

「社会厚生」関数の実現可能性？

効率性・株主利益最大化・消費者余剰・温室効果ガス排出量減少 etc.

- 世界の趨勢とのConvergence

手段と
しての
法制度

因果関係

目的

① 仮説として成り立つか

② 当該仮説が現実に妥当するか？
= 実証研究

立法論における実証研究

“ceteris paribus” 他の条件が等しければ

1. RCT (ランダム化比較試験; Randomized Controlled Trial)

多数のサンプルをランダムに規制を課す場合 (treatment) と規制を課さない場合 (controlled) とを割り振って、それぞれのグループの平均を比較

難点: 実施に膨大な費用・労力・各機関の協力が必要

2. RDデザイン (Regression Discontinuity Design; 回帰不連続設計法)

規制が導入される境界線の前後で不連続な変化があったかどうかによって規制の効果を測定する方法

欠点: 規制導入の前後において規制以外のトレンドが同一である保障 (平行トレンドの仮定) はない

3. パネル・データ分析

Difference in difference (差分の差分法)

複数のグループに対し、複数機関のデータが手に入る場合に

- 規制が導入されたグループが規制の前後でどのように数値を変化させたか と
- 規制を導入されなかったがグループが同じタイミングでどのように数値を変化させたかの両者を比較

欠点: 規制がなければトレンドが同一であること (平行トレンドの仮定) がない

4. 集積分析

累進所得税率や社会保障のようにきれいな比例関係ではなく階段状に規制が課されるような場合に段差の前後に不連続があるか否かによって規制の効果を測定

学術研究と現実の乖離 立法論からルールメイキングへ

- 学術研究としての立法論

EBPM (Evidence Based Policy Making)

しかし現実には「ルールが目的達成手段として有効である」ことが実証されることは稀

- 現実には「事実と論理による最大限の批判に耐えられるか否か」程度 (RICHARD B. BRANDT, A THEORY OF THE GOOD AND THE RIGHT 1979)

「後知恵」批判に耐えられない？



それなのに実証なしに立法化されるルールとされないルールとがある
なぜか？

⇒ルールメイキングへの問題関心

具体例

会社法における社外取締役設置義務

- 会社法における社外取締役規制の導入
 - 2014年会社法改正：コンプライ・オア・エクスプレイン規制
会327の2：「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務
 - 2015年コーポレートガバナンス・コード
独立社外取締役2名以上＋「3分の1」基準の提示
 - 2018年コーポレートガバナンス・コード改訂版
独立社外取締役2名以上＋「3分の1」基準の提示・自発的開示義務
 - 2019年会社法改正
会327の2：**社外取締役1名以上の導入義務**
 - 2021年コーポレートガバナンス・コード再改訂
プライム市場上場会社：3分の1以上＋過半数基準の提示
それ以外の上場会社：2人以上＋3分の1基準の提示
- ⇒なぜ社外取締役の設置が上場会社では義務付けられることになったのか？

具体例

会社法における社外取締役設置義務

社外取締役に期待される役割

“モニタリング”？

- ① コンプライアンス（法令遵守）
- ② 利益相反の審査
- ③ 経営者の業績評価－経営者の選解任と報酬決定
- ④ 支配株主の圧力に抵抗
- ⑤ 会社経営の基本方針の決定
- ⑥ 経営のコーチング

後藤元「社外取締役・独立取締役はどのような役割を期待されているのか？」

穴戸善一＝後藤元『コーポレート・ガバナンス改革の提言』（商事法務・2016）215－238頁

社外取締役制度導入の効果の先行研究

- イギリスのキャドバリー報告書（社外取締役3人以上推奨）に伴う社外取締役増員の効果
 - Dahya and McConnell (2007JFQA)：社外取締役を増員した企業でROAが向上
 - Dahya et al. (2002JF)：増員した企業で経営者交代の業績感応度が向上
- 韓国の社外取締役比率50%（大企業）25%（中小）の義務化
 - Choi et al. (2007JFQA)：社外取締役を増員した企業でトービンのqが向上
 - Black and Kim (2012JFE)：上記と同様な結果を様々な手法で確認
- アメリカのSOX法に伴う、独立取締役半数以上の義務化
 - Duchin et al. (2010JFE)：独立取締役の増員が業績に与える影響は企業特性（情報獲得コスト）に依存する。高コストではROA, トービンのq, 株式リターンが低下。
 - Linck et al. (2008RFS)：SOX法に伴い、独立取締役の需要が増加し、リスク、ワークロードも増加。その結果、なり手の変化、D&O保険のプレミアム、報酬等が増加が起り、小規模企業にとってコスト増が起こった。
- ノルウェーの女性取締役比率40%以上の義務化
 - Ahern and Dittmar (2012QJE)：女性が増えた企業で業績が低下した。女性役員への需要が急増した結果、若く、経験不足の役員が増加した。

社外取締役導入の効果

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第5回会議（平成29年9月6日開催）

<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi0490088889.html>

参考資料23・齋藤卓爾「取締役会に関する実証分析－会社法改正（平成27年）・コーポレートガバナンス・コードの影響」

- 2015年会社法・CGコードによる「コンプライ・オア・エクスプレイン」型による社外取締役の導入ルール

→これまで社外取締役の選任が少なかった規模の小さい会社・外国人持ち株比率の低い企業・役員持株比率の高い企業で社外取締役の選任が進んだ

- 社外取締役増員が企業業績に与えた影響は？

一般的な回帰分析でコーポレート・ガバナンスが企業業績に与えた因果的効果の測定は困難

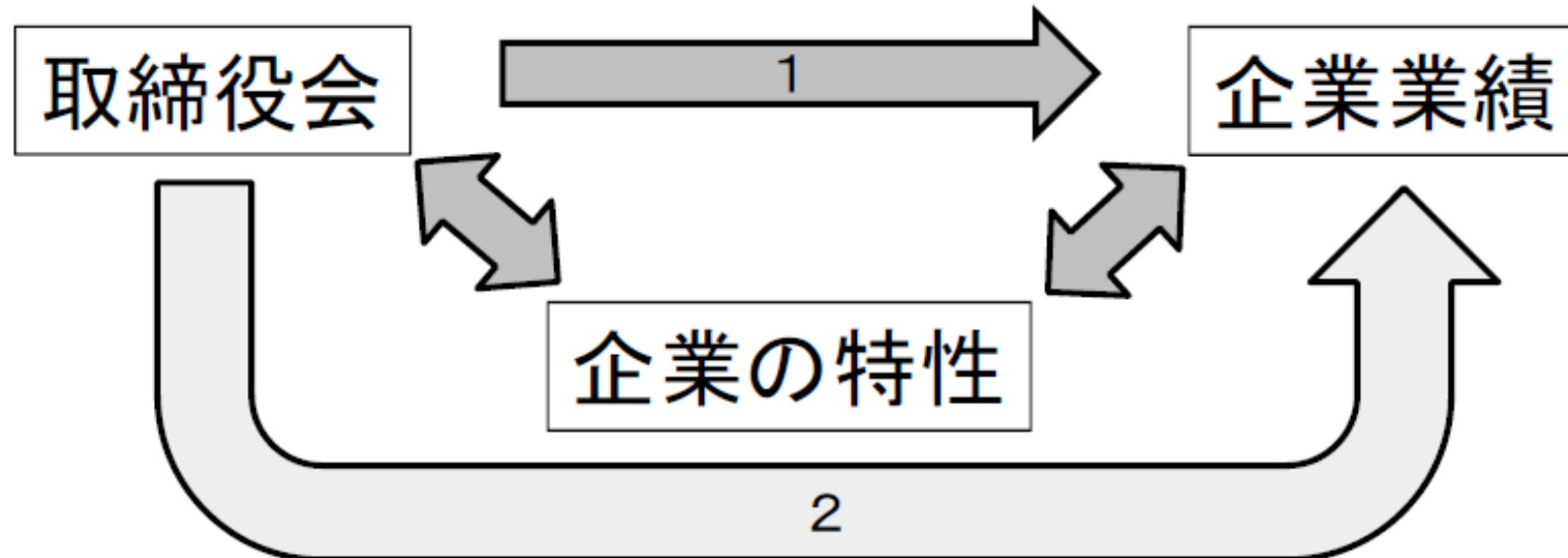
「企業の特性」という測定されない共通原因が「企業業績」と「取締役会」の双方に影響している可能性

社外取締役導入の効果

- 社外取締役増員が企業業績に与えた影響は？

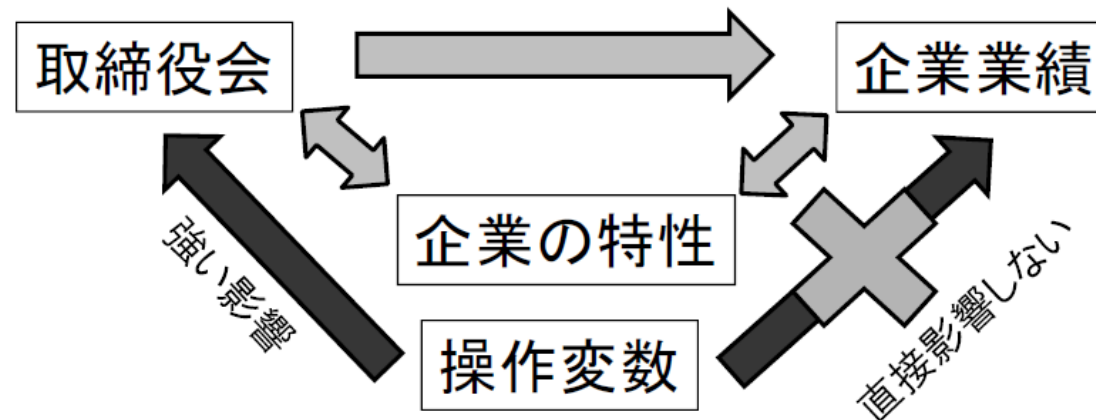
一般的な回帰分析でコーポレート・ガバナンスが企業業績に与えた因果的効果の測定は困難

「企業の特性」という測定されない共通原因が「企業業績」と「取締役会」の双方に影響している可能性



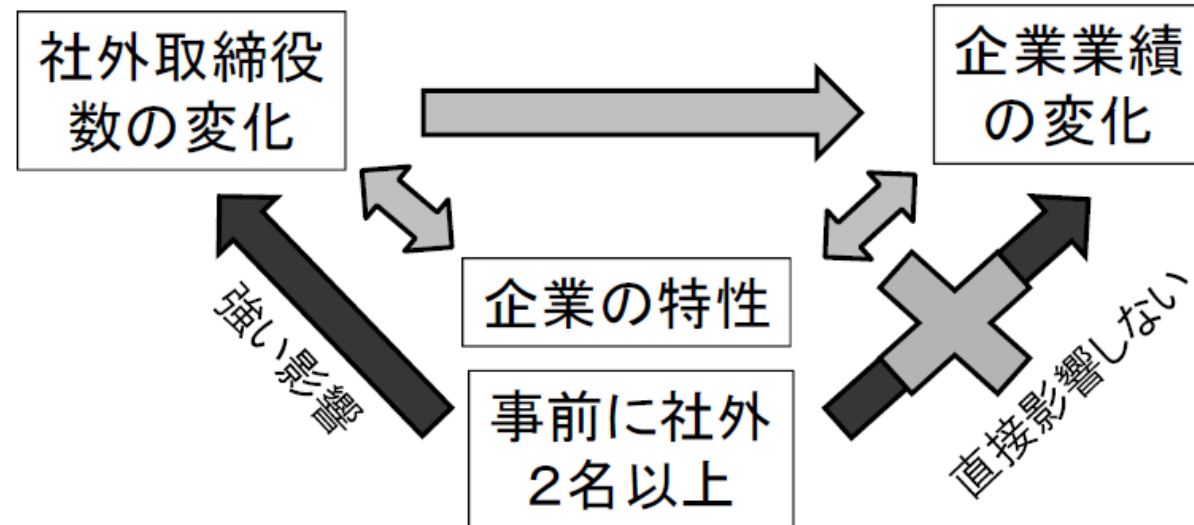
社外取締役の効果の測定： 操作変数法

- 「操作変数」を用いて因果関係を推定
適切な操作変数の条件
 - ① 企業業績には直接影響を与えず取締役会を通してのみ企業業績に影響
 - ② 操作変数と業績の両方に影響を与える要因が存在しない
 - ③ 操作変数は取締役会に強い影響を与える
 - ④ 逆の動きをする企業がない



社外取締役の効果の測定： 操作変数法

- 「操作変数」 = 「コード導入以前に社外取締役を2名以上選任していたか」
適切な操作変数の条件
 - ① 企業業績には直接影響を与えず取締役会を通してのみ企業業績に影響
→事前の社外取締役の数は直接企業業績に影響しない(?)
 - ② 操作変数と業績の両方に影響を与える要因が存在しない
→事前の社外取締役の数と企業業績の双方に影響を与える要因は存在しない(?)
 - ③ 操作変数は取締役会に強い影響を与える
→事前の社外取締役の数が少ない企業は社外取締役を増員(事前調査で確認)
 - ④ 逆の動きをする企業がない
→CGコード導入によって社外取締役の数を減らす会社はおそらくいない



社外取締役の人数の変化の効果

- 東証一部企業（当時）
ほぼすべてで有意ではない
- 東証二部企業
トービンqに対して一貫してマイナスに有意
＝中規模企業にとって社外取締役増員は不利益？
- 新興市場
ほぼすべてで有意ではない

業績変化=	-1 to 1	-1 to 2	0 to 1	0 to 2
全上場企業				
ROA	-0.256 (0.261)	-0.181 (0.193)	0.073 (0.143)	0.129 (0.220)
ROE	0.789 (1.004)	-0.259 (0.397)	0.526 (0.820)	0.019 (0.552)
トービンのq	-0.059 *** (0.020)	-0.012 (0.017)	-0.039 (0.036)	-0.019 (0.023)
東証一部				
ROA	-0.164 (0.293)	0.097 (0.183)	0.121 (0.215)	0.437 ** (0.191)
ROE	0.405 (0.815)	0.372 (0.414)	0.132 (1.028)	0.981 * (0.566)
トービンのq	-0.015 (0.027)	0.009 (0.018)	-0.017 (0.020)	0.004 (0.014)
東証二部				
ROA	-0.703 * (0.404)	-0.339 (0.676)	-0.230 (0.361)	-0.677 (0.711)
ROE	2.835 (2.408)	-2.048 (1.579)	2.660 (2.633)	-1.281 (1.840)
トービンのq	-0.152 *** (0.054)	-0.077 * (0.042)	-0.070 * (0.040)	-0.136 * (0.077)
新興市場				
ROA	-0.195 (0.590)	-1.042 (0.846)	0.243 (0.500)	-0.568 (0.737)
ROE	0.787 (2.530)	-1.696 (2.618)	1.368 (3.680)	-4.441 ** (2.213)
トービンのq	-0.062 (0.038)	0.012 (0.039)	-0.045 (0.176)	0.028 (0.119)

※括弧内の数字は産業内の誤差項の相関を考慮した頑健な標準誤差
※*, **, ***はそれぞれ、10%、5%、1%有意水準を示す

具体例

会社法における社外取締役設置義務

- 日本において社外取締役の設置
 - 株価上昇につながるシナリオはいくつもある
モニタリング・ボード論
 - 株価上昇につながることの実証は必ずしもない
⇒にもかかわらず導入されたのはなぜか？

具体例

2017年民法（債権法）改正

法制審議会第160回会議諮問第88号（平成21.10.28）

民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、**同法制定以来の社会・経済の変化への対応**を図り、**国民一般に分かりやすいものとする**等の観点から、**国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定**を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

- 赤字＝目的
- 青字＝手段

• 目的

- 民「法制定以来の社会・経済の変化への対応」
- 「国民一般に分かりやすいものとする」

↓

目的の達成度を測定しにくい

• 手段（対象）

- 「国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直し

具体例：2017年民法（債権法）改正 改正の目的と改正事項の関連性

1. 社会・経済の変化への対応

- ① 職業別に短期消滅時効の特例（旧法第170条～第174条）等を廃止すること及びこれに伴う消滅時効の起算点及び期間の見直し年5%の法定利率の年3%への引下げ及び市中の金利動向に合わせた変動制の導入
- ② 事業用融資の保証人になろうとする個人についての公証人による保証意思確認手続の創設
- ③ 不特定多数の者を相手方とする定型的な取引に使用される約款を用いた取引に関する基本的な規律の創設

2. 国民一般にとってのわかりやすさの向上

- ≒判例や通説的見解など現在の実務で通用している基本的なルールを明文化
- ① 意思能力を有しなかった当事者がした法律行為が無効であることの明文化
 - ② 将来発生する債権の譲渡や担保設定が可能であることの明文化
 - ③ 貸借の終了時における貸借人の敷金返還請求権や原状回復義務に関する基本的な規律の明文化

具体例：2017年民法（債権法）改正 本当にこの2つ（だけ）が改正目的なのか？

諮問・法制審の前から学界では改正に向けた準備作業

- 山本敬三『民法の基礎から学ぶ民法改正』38－40頁

4つの目的

- ① 経済の活性化（経済破綻に対応・経済的なインフラ整備・市場ルールの整備）
- ② 社会の歪みの是正（格差の是正・高齢化社会への対処）
- ③ グローバル化（法の透明化・法の平準化・グローバルスタンダード）
- ④ 民法の現代化（特別法や民法内の一部改正を統合）

- 内田貴『改正民法のはなし』4頁

「契約中心主義」？

契約責任の不法行為責任・過失責任主義からの独立

具体例：2017年民法（債権法）改正 本当にこの2つ（だけ）が改正目的なのか？

- 大村敦志「改正債権法と市民社会」
「理念なき改正？」→市民のための民法
 - 「一般国民に分かりやすい」民法
 - a) ルールの可視性の高い民法（技術性の高い領域のみ成功・それ以外の判例の明文化は失敗）
⇨実務の判例不信？（暴利行為論など）
 - b) 先導性・活用可能性のある民法（新しいルールの形成＝ほぼすべて失敗）
 - c) 全体として整合性のある民法
 - d) 裁判外の行為規範をも含む民法（消費者概念の取り込みなど＝失敗）
- 道垣内弘人「改正債権法と取引社会」
取引社会＝予見可能性の要求
しかしプロならば判例法で十分ではないか？判例法理の明文化は必要か？
→民主的コントロール、法の形成への「議論の場」
実務は判例法理の明文化≡「議論の場」の設定にすら反対（裁判所への信頼？）

具体例：2017民法（債権法）改正

- そもそも「目的」すら定かではない法改正も実現

Cf. 民法改正にも目的が明らかな改正も存在

- 2019民法（所有者不明土地関係）改正

目標：所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理の実現（東日本大震災からの復興）

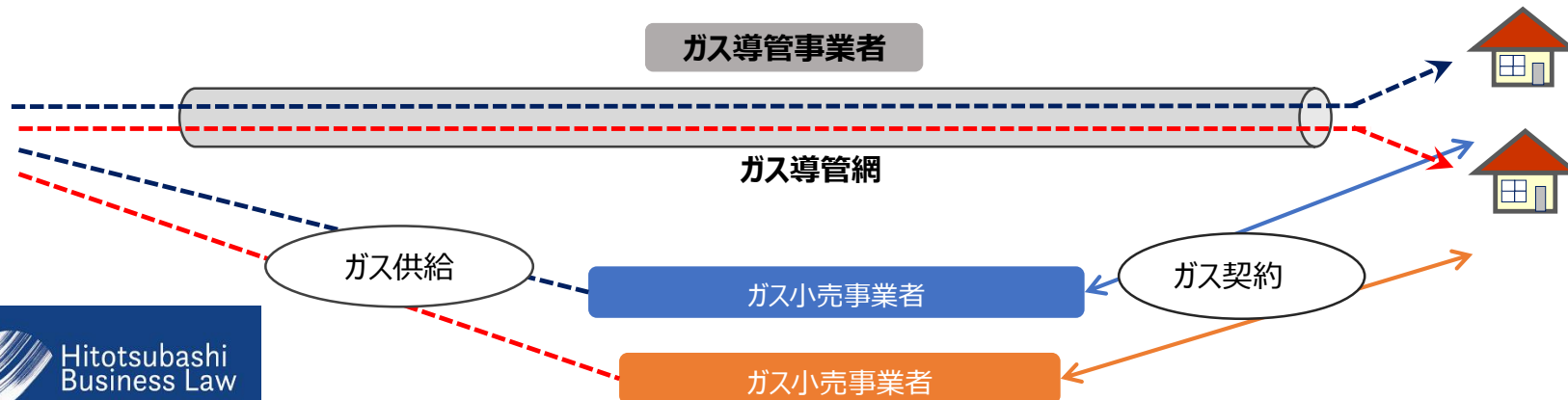
⇒なぜ目的・達成手段の合理性・実証研究が明らかでないルールメイキングがなされているのか？

=ルールメイキングはいかなる場合に可能なのか？

会社法（中山＝得津＝高井）ゼミから ルールメイキングの課題

テーマ：ガス全面自由化にともなう「導管部門の中立性確保」について

- 2017年4月ガスの全面自由化＝都市ガス小売全面自由化
- 「導管部門」と「小売部門」との中立性確保
ガスの全面自由化後、導管部門は各ガス小売事業者からガスの供給を依頼され、公共システムとして運営
具体的ルール：①託送供給約款の届出・公表、②情報の目的外利用の禁止（情報遮断）、③差別的取扱いの禁止、④内部相互補助の禁止（会計分離）（ガス事業法53、54）
参照：導管部門の中立性確保について
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon_seisaku/gas_system/pdf/014_05_00.pdf
- しかし導管部門と小売部門の分離によって効率性・顧客の利益を犠牲にしていないか？小売部門の健全な競争環境の確保の徹底による利益といずれが大きいのか？
→「どちらともいえる」／実証があるわけではない
⇒何でルールがきまるのか？



- EU：第1次指令（1998）：会計分離義務→第2次パッケージ（2003～2005）：法的・機能的分離義務→第3次パッケージ（2009）：導管ネットワークの所有権 or 管理 or 厳しい行為規制
- 米国：連邦と州で異なる
 - 連邦法（州際パイプライン）：ガス取引（小売）と輸送事業（導管）の法的分離義務
 - 州法：州ごとに異なる（NY-法的分離義務・NM, WV-法的分離義務なし）

ルールメイキングを決める要素

- **利益団体** (←公共選択論)

ロビイング

PETER A. GOUREVITCH & JAMES SHINN, POLITICAL POWER AND CORPORATE CONTROL: THE NEW GLOBAL POLITICS OF CORPORATE GOVERNANCE (2005)

- **市民・有権者の関心** (high salience)

ポピュリズム?

PEPPER D. CULPEPPER, QUIET POLITICS AND BUSINESS POWER CORPORATE CONTROL IN EUROPE AND JAPAN (2011)

- **イデオロギー**

リベラル—保守

Social Democracy (社会民主主義) MARK J. ROE, POLITICAL DETERMINANTS OF CORPORATE GOVERNANCE (Oxford Univ. Press 2003) 14; John W. Cioffi & Martin Höpner, The Political Paradox of Finance Capitalism, 34 POL. SOC'Y 463 (2006)

- **アイデア**

「投資家保護」—官邸主導のルールメイキングとマッチ

政権内の特定の政治家のアイデア・発言力

西岡晋「コーポレート・ガバナンスの政治学」日本政治學會年報政治學65巻2号 (2015) ; Manabu Matsunaka, Politics of Japanese Corporate Governance Reform: Politicians do Matter, 15 BERKELEY BUS. L. J. 154 (2018)

⇒従来の解釈論とは異なる「法律学」の新たな可能性／立法の「議論空間」におけるPublic Discourse

現在のルールメイキング：国会審議

2019年民法（所有者不明土地関係）改正を例に

- 令和3年3月5日：一部改正法案及び相続土地国庫帰属法案が第204回国会（常会）に提出
 - 民法等の一部を改正する法律案
 - 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案
- 衆議院
 - 民法（55）：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/IDDIFBE.htm
 - 相続土地国庫帰属法（56）：
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/IDDIFDA.htm
- 参議院
 - 民法（55）：<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/meisai/m204080204055.htm>
 - 相続土地国庫帰属法（56）：
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/meisai/m204080204056.htm>
- 衆議院法務委員会（第204回国会）
 - 第4号（R3.3.17）～第8号（R3.3.30）
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/0004_1.htm#204
- 参議院法務委員会（第204回国会）
 - 第7回（R3.4.13）～第9回（R3.4.20）
https://www.sangiin.go.jp/japanese/kaigijoho/shitsugi/204/s065_list.html
- 令和3年4月21日：両法律成立・同月28日：公布

現在のルールメイキング：2019年民法（所有者不明土地関係）改正を例に 法制審議会－民法・不動産登記法部会

https://www.moj.go.jp/shingil/housei02_00302.html

- 第1回（平成31年3月19日）～第26回（令和3年2月2日）
- 「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案」（令和元年12月3日）

「中間試案」と「補足説明」

https://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900001_00007.html

- 「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正等に関する要綱案」（令和3年2月2日）

法制審議会（全体）第189回会議（令和3年2月10日開催）で要綱案から「要綱」に

→法務大臣に答申

<https://www.moj.go.jp/shingil/shingi03500039.html>

現在のルールメイキング：法務大臣諮問 2019年民法（所有者不明土地関係）改正を例に

法務大臣・民法及び不動産登記法の改正に関する諮問第七号

<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500033.html>

土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている近年の社会経済情勢に鑑み、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から民法、不動産登記法等を改正する必要があると思われるので、左記の方策を始め、その仕組みを整備するために導入が必要となる方策について、御意見を承りたい。

記

第一 相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み

- 一． 相続登記の申請を土地所有者に義務付けることや登記所が他の公的機関から死亡情報等を入手すること等により、不動産登記情報の更新を図る方策
- 二． 二土地所有権の放棄を可能とすることや遺産分割に期間制限を設けて遺産分割を促進すること等により、所有者不明土地の発生を抑制する方策

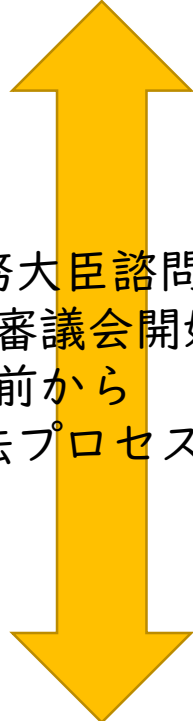
第二 所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み

- 一． 民法の共有制度を見直すなど、共有関係にある所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を可能とする方策
- 二． 民法の不在者財産管理制度及び相続財産管理制度を見直すなど、所有者不明土地の管理を合理化するための方策
- 三． 民法の相隣関係に関する規定を見直すなど、隣地所有者による所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を可能とする方策

現在のルールメイキング：改正の経緯

2019年民法（所有者不明土地関係）改正を例に

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
一次資料へのアクセス：<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2017/decision0609.html>
その後の骨太の方針で毎年言及
- 平成29年10月から：「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」（座長：山野目章夫早稲田大学大学院法務研究科教授）
一般社団法人金融財政事情研究会主催（政府ではない→しかし半分公式）
法制審議会－民法・不動産登記法部会・第1回会議（平成31年3月19日）に下記報告書が「参考資料1」として提出・同審議会で山野目章夫教授が部会長に選出
<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900398.html>
平成31年2月「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究報告書～所有者不明土地問題の解決に向けて～」
<https://www.moj.go.jp/content/001289333.pdf>
- 平成30年1月：所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議
一次資料へのアクセス（議事次第・配布資料・議事録）
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shoyushafumei/index.html>
- 平成31年2月14日：法務大臣から法制審議会に対して民法及び不動産登記法の改正に関する諮問
- 平成31年3月19日～令和3年2月2日：法制審議会
- 令和3年3月5日～令和3年4月21日：国会審議



法務大臣諮問
(法制審議会開始)
前から
立法プロセス

現在のルールメイキング

- どの段階にアプローチするか？
 - 官邸主導：成長戦略への組み込み（未来投資戦略・日本再興戦略）
 - 審議会の前の私的研究会
 - 審議会（各種利益代表）
 - 所轄官庁の官僚
- どのようにアプローチするか？
 - 利益団体によるロビイング
 - イデオロギー
 - アイディア
 - 相手方：官僚・政治家・ステークホルダー

質問事項

- EBPMのない中でどのようなモメントに基づいて立法が行われているのか？
- エビデンスがあれば立法に向けて本当に動くのか？
- 官邸主導において政治家と官僚のいずれがルールメイキングにおける鍵と考えられるか？
- ルールメイキングにおいてはどのような議論 (discourse) が有効なのか？

Group Discussion

出入口

スライド

教卓

Dグループ

冬

12月～2月生まれ

Cグループ

秋

9月～11月生まれ

第6教室

間仕切り

至：学生ラウンジ・5F事務室

スライド

出入口

教卓

Bグループ

夏

6月～8月生まれ

Aグループ

春

3月～5月生まれ

第5教室

